

2026年 9 月 29 日

中部電力ミライズ株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、改正法附則第 18 条第 4 項の規定にもとづき届出を行なった特定小売供給約款（2026 年 11 月 1 日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 28 条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率ならびに附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）、附則 6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）、附則 7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）および附則 8（深夜電力のお客さまについての特別措置）に定める料金率ならびに附則 9（料金についての特別措置〔口座振替初回引落とし割引〕）に定める初回引落とし割引額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 (円)	円 (円)
定額電灯 需要家料金 1 契約につき	55.00 (-)	5.00 (-)
電灯料金 10ワットまでの 1 灯につき	99.21 (7.03)	9.02 (0.64)
10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	158.84 (14.08)	14.44 (1.28)
20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	278.07 (28.15)	25.28 (2.56)
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	397.30 (42.22)	36.12 (3.84)
60ワットをこえ100ワットまで の 1 灯につき	635.76 (70.36)	57.80 (6.40)
100ワットをこえる 1 灯につき 100ワットまでごとに	635.76 (70.36)	57.80 (6.40)
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの 1 機器 につき	262.36 (20.99)	23.85 (1.91)
50ボルトアンペアをこえ100ボ ルトアンペアまでの 1 機器につ き	443.32 (41.98)	40.30 (3.82)
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペア までごとに	443.32 (41.98)	40.30 (3.82)
従量電灯 A 最低料金 1 契約につき最初の 8 キロワッ ト時まで	340.88 (63.79)	30.99 (5.80)
電力量料金 上記をこえる 1 キロワット時に つき	21.25 (0.05)	1.93 (0.00)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 (円)	円 (円)
従量電灯 B		
基本料金		
契約電流10アンペア	447.92 (126.78)	40.72 (11.53)
契約電流15アンペア	671.88 (190.17)	61.08 (17.29)
契約電流20アンペア	895.84 (253.56)	81.44 (23.05)
契約電流30アンペア	1,343.76 (380.34)	122.16 (34.58)
契約電流40アンペア	1,791.68 (507.12)	162.88 (46.10)
契約電流50アンペア	2,239.60 (633.90)	203.60 (57.63)
契約電流60アンペア	2,687.52 (760.68)	244.32 (69.15)
電力量料金		
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	21.25 (0.05)	1.93 (0.00)
120キロワット時をこえ300キロ ワット時までの1キロワット時 につき	25.73 (0.06)	2.34 (0.01)
300キロワット時をこえる1キ ロワット時につき	28.68 (0.06)	2.61 (0.01)
最低月額料金 1契約につき	340.88 (63.79)	30.99 (5.80)
従量電灯 C		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペア につき	447.92 (126.78)	40.72 (11.53)
電力量料金		
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	21.25 (0.05)	1.93 (0.00)
120キロワット時をこえ300キロ ワット時までの1キロワット時 につき	25.73 (0.06)	2.34 (0.01)
300キロワット時をこえる1キ ロワット時につき	28.68 (0.06)	2.61 (0.01)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
臨時電灯 A	円 (円)	円 (円)
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	9.03 (0.63)	0.82 (0.06)
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	18.02 (1.25)	1.64 (0.11)
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに	18.02 (1.25)	1.64 (0.11)
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	180.14 (12.45)	16.38 (1.13)
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	180.14 (12.45)	16.38 (1.13)
臨時電灯 B		
基本料金 契約電流10アンペアにつき	489.11 (139.37)	44.46 (12.67)
電力量料金 1 キロワット時につき	31.51 (0.06)	2.86 (0.01)
臨時電灯 C		
基本料金 契約容量 1 キロボルトアンペア につき	489.11 (139.37)	44.46 (12.67)
電力量料金 1 キロワット時につき	31.51 (0.06)	2.86 (0.01)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 (円)	円 (円)
公衆街路灯 A		
需要家料金		
1 契約につき	49.50 (-)	4.50 (-)
電灯料金		
10ワットまでの 1 灯につき	93.16 (7.03)	8.47 (0.64)
10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	150.04 (14.08)	13.64 (1.28)
20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	263.77 (28.15)	23.98 (2.56)
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	377.50 (42.22)	34.32 (3.84)
60ワットをこえ100ワットまで の 1 灯につき	604.96 (70.36)	55.00 (6.40)
100ワットをこえる 1 灯につき 100ワットまでごとに	604.96 (70.36)	55.00 (6.40)
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの 1 機器 につき	243.66 (20.99)	22.15 (1.91)
50ボルトアンペアをこえ100ボ ルトアンペアまでの 1 機器につ き	413.62 (41.98)	37.60 (3.82)
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペア までごとに	413.62 (41.98)	37.60 (3.82)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 (円)	円 (円)
公衆街路灯 B		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	420.42 (126.78)	38.22 (11.53)
電力量料金		
1 キロワット時につき	20.22 (0.06)	1.84 (0.01)
最低月額料金		
1 契約につき	323.28 (63.79)	29.39 (5.80)
低圧電力		
基本料金		
契約電力 1 キロワットにつき	1,360.32 (156.17)	123.67 (14.20)
電力量料金		
1 キロワット時につき		
夏季料金	16.90 (0.06)	1.54 (0.01)
その他季料金	15.35 (0.06)	1.40 (0.01)
臨時電力		
定額制供給の場合		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	257.96 (17.95)	23.45 (1.63)
農事用電力 A		
基本料金		
契約電力 1 キロワットにつき	766.32 (156.17)	69.67 (14.20)
電力量料金		
1 キロワット時につき		
夏季料金	12.06 (0.06)	1.10 (0.01)
その他季料金	10.95 (0.06)	1.00 (0.01)
農事用電力 B		
定額制供給の場合		
契約電力 1 キロワットにつき		
最初の 30 日まで	6,878.86 (169.99)	625.35 (15.45)
30 日をこえる 1 日につき	229.28 (5.66)	20.84 (0.51)

(注) () 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

(2) 附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 (円)	円 (円)
20ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	129.21 (20.57)	11.75 (1.87)
20ボルトアンペアをこえ30ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	173.22 (20.71)	15.75 (1.88)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

(3) 附則 6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 (円)	円 (円)
最低料金 1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	323.28 (63.79)	29.39 (5.80)
電力量料金 上記をこえる 1 キロワット時につき	20.22 (0.06)	1.84 (0.01)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

(4) 附則 7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率 円 (円)	消費税等相当額 円 (円)
契約使用期間 最初の30日まで 契約電力		
0.5キロワット	4,194.10 (76.17)	381.28 (6.92)
1 キロワット	6,084.47 (152.35)	553.13 (13.85)
2 キロワット	9,569.64 (304.70)	869.97 (27.70)
3 キロワット	13,095.51 (457.05)	1,190.50 (41.55)
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	2,139.87 (152.35)	194.53 (13.85)
30日をこえる1日につき 契約電力		
0.5キロワット	28.69 (2.54)	2.61 (0.23)
1 キロワット	45.52 (5.08)	4.14 (0.46)
2 キロワット	97.53 (10.16)	8.87 (0.92)
3 キロワット	150.52 (15.24)	13.68 (1.39)
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	57.40 (5.08)	5.22 (0.46)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

(5) 附則 8（深夜電力のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 (円)	円 (円)
基本料金		
契約電力 1 キロワットにつき		
8 時間供給の場合	337.92 (126.78)	30.72 (11.53)
10 時間供給の場合	370.92 (126.78)	33.72 (11.53)
電力量料金		
1 キロワット時につき		
8 時間供給の場合	13.77 (0.06)	1.25 (0.01)
10 時間供給の場合	14.15 (0.06)	1.29 (0.01)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

(6) 附則 9（料金についての特別措置〔口座振替初回引落とし割引〕）に定める初回引落とし割引額

単 位	初回引落とし割引額	消費税等相当額
	円 (円)	円 (円)
1 契約につき	55.00 (—)	5.00 (—)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載